

2011 年 10 月 7 日
中教審特別委員会(第5回)

スポーツ基本法と日本スポーツ仲裁機構の活動

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事(機構長) 道垣内 正人

1. スポーツ基本法におけるスポーツ紛争解決に関する規定

5 条 3 項:「スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。」

15 条:「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、(a)スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、(b)仲裁人等の資質の向上、(c)紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進(d)その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」(a)から(d)の符号及び下線を追加)

→ 5 条 3 項はスポーツ団体としての努力規定であり、15 条は国の基本的施策としての「スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」(第 3 章第 1 節)の中に規定された「必要な施策」についてのプログラム規定にすぎない。そのため、これらの規定に基づき、スポーツ団体が実際に何をし、国がスポーツ基本計画等に具体的にいかなる「施策」を盛り込み、また、実施するかが重要である。

2. 5 条 3 項のもとでのスポーツ団体の努力

- JOC 等 3 団体は 2003 年に JSAA を設立しており、すでにスポーツ界は一定の努力をしていると評価することができる。
- もっとも、スポーツ団体のうち JSAA のスポーツ仲裁規則に基づく競技者からの仲裁申立てに対して自動受諾を約束しているのは半分以下であり、個々のスポーツ団体の努力は十分とは言えない。

→ 確かにスポーツ団体の中には財政的余裕がないところも少なくなく、競技者からの仲裁申立てに対応するために弁護士に依頼する余裕がなく、そのことが仲裁応諾拒否の理由となることもある。

→ このような問題を解消するため、スポーツ団体としては、たとえば、

- 互助会的に、一定の料金を基金に毎年支払うことにより、紛争対応の必要が生じたときには基金から交付金が得られるといった仕組みを作ることが考えられる。
- 競技者のスポーツ権を擁護するため、競技者が紛争解決のために要する費用についても、その種の基金から資金的バックアップが得られるようにすることも考えられる。

* なお、基本法5条2項は、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする」と規定し、ガバナンスの整備をする努力を定めている。これを実効的に進める上で、内部の紛争の解決を外部の第三者に委ねる仕組みの導入は有効な手段となり得る。

3. 15条のもとでの国の施策

(1) 目的

「スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう」にすること

(2) 望まれる国の施策 ((a)から(d)は冒頭で15条に書き込んだものに対応)

(a) 「スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援」

→ 財政的支援として、

- 国からスポーツ団体への補助金と同様に、スポーツ紛争解決機関にも補助金を交付することが考えられる。

→ 金銭以外の支援として、

- スポーツ団体への国からの補助金付与の要件の一つとして、競技者からの仲裁・調停申立てに対する自動受諾条項を置くことを要求することが考えられる。

(b) 「仲裁人等の資質の向上」

➤ これまでも国は、ドーピング仲裁に関する紛争事例の研究等の事業を企画し、公募により、事業を推進してきている。JSAAが応募して受託したこともあり、また、落選したこともある。

→ 仲裁人・調停人の資質を向上させるためには、

- ドーピング防止規則、過去の仲裁判断等を継続的に学習するための調査・研究事業を国として継続的に行うことが考えられる。
- また、仲裁人・調停人候補者にスポーツ法に関する研究会に出席することを促す仕組みとして、たとえば、JSAAの行っているスポーツ仲裁法研究会やシンポジウムへの出席頻度をクレジットとして把握し、仲裁人・調停人をつとめるには一定以上のクレジットを取得している者に限定する等の仕組み作りに対して、国が財政的支援することが考えられる。
- ドーピング規則及びスポーツ法に関する知識のみならず、仲裁人又は調停人の手続主宰に関する技能向上のため、あるいはそれらの手続主宰者の養成のために継続的なトレーニングの機会を設けることが必要であり、これに対して国が財政的支援をすることが考えられる。

(c) 「紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進」

➤ これまでも国は、スポーツ紛争の解決についてのスポーツ界の認識を深める事業を企画し、公募により、事業を推進してきている。JSAAが応募して受託したこともある。

- スポーツ界は人の入れ替わりが早く、紛争解決機関の存在と紛争解決の仕組みをスポーツ関係者に周知する活動を継続的に行うことが必要である。対象は、スポーツ団体の執行部(その顧問弁護士を含む)及び競技者(監督等を含む)である。特に、競技者に周知する方法には工夫を要するところであり、分かりやすいパンフレットの作成、その国体等での配布といったアウトリーチ活動が重要であり、そのための資金的な支援を行うことが考えられる。この他、スポーツ団体のスポーツ仲裁・調停に関する理解・信頼度に関する現状に鑑みた場合、スポーツ団体に対する理解増進活動についても、各団体の本拠地に自ら赴いて説明を試み、積極的な関係構築を行うこと(担当者レベルでの個人的な信頼関係を醸成すること)、かつ、このような関係を長期的に維持・発展させることが不可欠であると考えられ、この点に関する「複数年度での」資金的支援が重要であると思われる。

(d) 「その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策」

- これまでも国は、スポーツ法の分野での人材育成の事業を企画し、公募により、事業を推進してきている。JSAA は 2011 年度の公募に応募して受託し、事業を推進中である。2 名をそれぞれ約半年間、カナダと英国のスポーツ紛争解決機関に派遣し、ノウ・ハウを身につけ、日本にそれを応用する事業を行っている。
- 紛争解決機関を健全に機能させるためには、紛争解決手続に携わる人材の問題についての支援が不可欠である。すなわち、人材の問題として、紛争解決担当者(仲裁人・調停人)のみならず、紛争を抱えた競技者等が申立てを行うか否かを判断するための相談を受ける担当者と、組織のガバナンスに責任を有する運営者、さらに、競技者との紛争が生じた場合のスポーツ団体の運営者、以上の人々の資質の向上が重要となる。特に、最初の問い合わせの電話等に対応する最前線の職員は、紛争を抱えた相談者への対応に当たって極めてデリケートな配慮が必要となり、そのための研修を受ける等の方法で、ノウ・ハウを身につけ、また、モンスター相談者との対応に伴う精神的なケアも必要となる。これらの研修等に要する費用について、国が財政的支援を行うことが考えられる。
- 紛争解決機関は申立てを受けて動く受け身の組織であるため、いつ申立があっても動くことができるように待機すること自体に意味があり、そのための人的・物的装置の維持のために資金を消費する宿命にあることから、資金的に安定を与えることが必要となる。国は、紛争解決機関の維持・運営に要する資金についても財政的支援をすることが考えられる。

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構について

・目的

当法人は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする。(定款第3条)

・設立経緯

1996年 財団法人(現公益財団法人)日本オリンピック委員会(以下、JOCとする。)、財団法人(現公益財団法人)日本体育協会(以下、JASAとする。)が中心となって「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」の設立

1998年1月 報告書「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」の提出

1999年12月 JOCに「スポーツ仲裁研究会」の設置

世界的にドーピングに対する規制を強化していく動きに伴い、その過程で発生することが予想されるドーピング違反の制裁決定等に対する不服申立機関の必要性を唱える動きがあったため。

2000年 スポーツ仲裁裁判所(CAS、スイスローザンヌ)に千葉すず選手が財団法人日本水泳連盟に対し仲裁申立てを行った。(※1)

2002年8月 JOC、JASA、財団法人日本障害者スポーツ協会(以下、JSADとする。)の3団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討。

2003年4月7日 法人格のない団体として「日本スポーツ仲裁機構」設立

2007年12月 スポーツ仲裁裁判所に我那覇和樹選手が社団法人日本プロサッカーリーグに対し仲裁申立てを行った。(※2)

2009年4月1日 「一般財団法人日本スポーツ仲裁機構」設立

2010年 社団法人日本女子プロゴルフ協会及び財団法人(現公益財団法人)日本アンチ・ドーピング機構の一般維持会員入会

※1 千葉すずは、2000年4月に行われた代表選考会でオリンピック代表参加標準A記録を突破して優勝していたが、同年開催のシドニーオリンピックの競泳日本代表選手から落選したため、(財)日本水泳連盟(以下、日本水連とする。)を相手方としてCASに仲裁を申立てた。結果的に、千葉の請求を退ける判断をしたが、CASは「日本水連が選考基準を適切に告知していれば、提訴は避けられた」として、日本水連に対し千葉の仲裁費用の一部の支払いを求めた。この事案は、JSAA設立前にCASでの紛争解決に合意したために、仲裁費用等莫大な金額が両当事者にかかり、また競技団体の選手選考基準が曖昧だったことが問題となった。

※2 (社)日本プロサッカーリーグ(以下、Jリーグとする。)のチームである川崎フロンターレ所属の我那覇和樹が2007年4月、風邪で体調を崩し、チームドクターから静脈注入(点滴)を受けた。Jリーグはこれをドーピング禁止規程違反と判断し、我那覇に出場停止、川崎フロンターレに制裁金を科した。その処分に不服として同年11月、チームドクターからJSAAに仲裁申立てが行われたが、Jリーグは仲裁申立に合意をしなかったため、仲裁は不成立に終わった。その後、同年12月我那覇がJSAA又はCASでの仲裁申立てを希望することを表明し、我那覇とJリーグはCASでの仲裁に合意をし、手続きが進められた。本事案は、日本でのヒアリングを経て、2008年5月にCASが我那覇の請求を認める決定をだした。この事案は、JSAAの仲裁に合意せず、CASの仲裁に合意をしたために、両当事者に対する金銭的負担は莫大なものとなり、アスリートの負担が大きく、そのためアスリートから不服申し立てを行う機会を逸しているといったことが問題となった。

事業概況

1. スポーツ仲裁・スポーツ調停事業

年間 25 件ほどの相談があり、2010 年度は、仲裁 5 件の申立てがあり、3 件の仲裁判断が出ている。

2. 説明会事業

競技団体に対し、スポーツ仲裁及びスポーツ調停について説明し、競技団体が仲裁合意を自動的に受けるよう理解してもらうために年 1 回程度開催している。

競技者等に対し、スポーツ仲裁及びスポーツ調停について説明し、日本スポーツ仲裁機構の認知度を上げ利用の促進を向上させるために、制度の説明を行っている。

3. 研究会事業

仲裁人候補者・調停人候補者に対する講習会として、スポーツ仲裁法研究会を最低年 3 回（2 回関東、1 回関西）開催している。

4. 委員会事業

ドーピング仲裁研究委員会：ドーピング紛争に関する仲裁判例を研究

ドーピング法制度調査委員会：諸外国のアンチ・ドーピングに関する法制度の検討・分析

スポーツ界のガバナンスに関する委員会：競技団体における紛争などの未然防止等の研究

5. シンポジウム事業

当機構の活動及びスポーツ関連紛争の解決と予防の重要性についてアスリートを始め広く一般の方々に周知すべく「スポーツ仲裁シンポジウム」を毎年開催している。

第 8 回 2011 年 9 月 28 日 六本木アカデミーヒルズ

シンポジウム前半は、文部科学副大臣である奥村展三氏がスポーツ基本法について基調講演 1 を行い、また WADA (世界ドーピング防止機構) 事務総長である David Howman 氏が WADA のドーピング防止活動の現状等について基調講演 2 を行った。また、シンポジウム後半は、「スポーツが切り開く未来～スポーツ団体のガバナンス～」をテーマに、競技団体の会長等を中心にパネルディスカッションを開催し、一人でも多くのスポーツ団体の方たちに参加してもらえるシンポジウムを目指し開催した。

役員名簿（50音順）

評議員会長	藤井正雄（弁護士・元最高裁判所判事）
評議員	青山善充（明治大学教授・法科大学院協会理事長） 市原則之（公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事） 梶谷 剛（弁護士・元日本弁護士連合会会長） 伍藤忠春（財団法人日本障害者スポーツ協会副会長） 早田卓次（特定非営利活動法人日本オリンピックズ協会理事長） 森 正博（公益財団法人日本体育協会副会長）
代表理事（機構長）	道垣内正人（早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士）
執行理事	板橋一太（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構事務局長代行、元文部 省大臣官房審議官） 上柳敏郎（弁護士） 岡崎助一（公益財団法人日本体育協会専務理事）
理事	浅川伸（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構専務理事・事務 局長） 小幡純子（上智大学法科大学院長） 黒岩俊幸（公益財団法人日本オリンピック委員会アスリート専門部会 員） 佐藤直子（公益社団法人日本プロテニス協会理事長） 佐藤征夫（公益財団法人日本オリンピック委員会理事、財団法人全日 剣道連盟常任理事） 野口美一（財団法人日本障害者スポーツ協会理事、日本車椅子バスケ ットボール連盟会長） 山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授） 吉田秀博（財団法人日本障害者スポーツ協会常務理事）
監事	川原 貴（国立スポーツ科学センター統括研究部長） 辻居幸一（弁護士）
顧問	上田宗良（社団法人日本ホッケー協会最高顧問） 菅原哲朗（弁護士） 福島忠彦（元日本スポーツ仲裁機構専務理事）

表1 JSAA 取扱事案数 (2011年10月7日現在)

年度	AP				DP		MP				他の解決手段を利用した事案(注)	その他の相談事	取扱事案総数	
	仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数		調停申立受理事案数							
	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	仲裁判断数		和解成立事案数	調停不調事案数	調停取下事案数	調停不応諾事案数						
2003	3	3	0	2								2	5	12
2004	2	2	0	1								1	8	12
2005	2	1	1	0								4	9	15
2006	1	1	0	0			0	0	0	0	0	2	8	11
2007	0	0	0	2			1	0	1	0	1	3	6	13
2008	1	1	0	0	2	2	2	2	0	0	1	1	18	25
2009	2	2	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	19	25
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	25
2011	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	15
合計	19	13	3	7	2	2	5	3	1	1	3	15	104	153

(出所) 事業報告書

(注) 当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案

AP : スポーツ仲裁規則による仲裁手続

DP : ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁手続

MP : 特定調停合意に基づくスポーツ仲裁(和解あつせん) 規則に基づく調停手続

表2 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況 (2011年10月7日現在)

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・JASA	2			2	
JOC加盟・準加盟等団体	28	20	6	54	
JASA加盟・準加盟等団体	3	8	3	14	
小計	33	29	9	70	47.1%
都道府県体協	4	40	3	47	
日本障害者スポーツ協会(JSAD)		1			
JSAD加盟・準加盟団体	7	19	27	53	
小計	11	60	30	101	10.9%
合計	44	88	39	171	25.7%

(注1) 「JOC 加盟・準加盟等団体」は、NPO 法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注2) 「JASA 加盟・準加盟等団体」は、重複を避けるため、「JOC 加盟・準加盟等団体」及び「都道府県体育協会」を除く。

(注3) 不明に関しては直接架電し、確認を取っているか、もしくは連絡待ち。

JOC : (公財) 日本オリンピック委員会

JASA : (公財) 日本体育協会

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>

表3 「スポーツ仲裁規則」による仲裁判断

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡し の日	仲裁人 の数	申立てから言 渡しまでの期間	審理終結から言 渡しまでの期間
2003-001	ウエイトリフティング事件	除籍処分の取消	処分取消し。申立料金の相手方負担。	2003年8月4日	3名	1ヵ月と20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバシアード大会派遣選手等選考決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2003年8月18日	1名(緊急仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水泳事件	強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3名	5ヵ月と27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決定の取消等	請求棄却。しかし、申立料金及び申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担。	2004年7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸上競技事件	パラリンピック大会派遣選手決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2004年8月26日	3名	1ヵ月	0日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消	申立て却下	2005年5月6日	1名(緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事件	訴外オプティミスト・ディングー協会のナショナル・チームへの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等	請求棄却(被申立人の決定の内容確認請求については認容)	2006年11月7日	3名	1ヵ月と25日	16日
2008-001	カヌー事件	オリンピック・アジア地区予選会出場選手選考決定の取り消し等	請求棄却(一部は却下)	2008年5月8日	1名(緊急仲裁)	0日	0日
2009-001	軟式野球事件	全国軟式野球大会などに出場できないとした決定の取り消し等	決定取消し。申立料金の相手方負担。	2009年7月8日	3名	1ヵ月と14日	18日
2009-002	綱引事件	(1)資格認定及び登録に関して疑義がある審判員についての審査申立てを拒否する決定の取り消し(2)正会員の地位確認	(1)決定取消し。(2)却下。申立料金の相手方負担。	2010年3月29日	3名	4ヵ月と25日	23日
2010-002	ボウリング事件	県のボウリング連盟に対し、国民体育大会の県代表選手の決定を取り消し等を、被申立人が指導することを求める事案	請求棄却(一部は却下)	2010年8月13日	1名(緊急仲裁)	10日	0日
2010-004	ボウリング事件	国民体育大会の県代表選手の決定を取り消し等を求める事案	請求棄却(一部は却下)	2010年9月23日	1名(緊急仲裁)	10日	0日
2010-005	障害者バドミントン事件	アジアパラリンピック大会へのダブルス代表選手選出の確認等を求める事案	被申立人の決定の内容確認請求については認容(一部は却下)	2010年10月2日	3名(緊急仲裁)	20日	0日

(注)「事件名」はJSAAとしての正式な事件名ではない。

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

表4 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁判断

事件番号 JSAA-DP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡し の日	仲裁人 の数	申立てから言 渡しまでの期間	審理終結から言 渡しまでの期間
2008-001	自転車事件	日本ドーピング防止規律パネルの2008-004事件決定の取消し	請求棄却	2009年6月10日	3名	6ヵ月と29日	13日
2008-002	自転車事件	日本ドーピング防止規律パネルの2008-004号事件決定の一部取消しと、申立人の2年間の資格停止の請求等	請求却下	2009年1月26日	3名	1ヵ月と16日	3日

(注)「事件名」はJSAAとしての正式な事件名ではない。

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

表5 「特定調停合意に基づくスポーツ調停規則」による調停事案件数

(2011年10月7日現在)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	合計
成立(和解)	0	2	1	0	0	3
見込みなし(不調)	1	0	0	0	0	1
双方の離脱	0	0	1	0	0	1
一方の離脱	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
手続中	0	0	0	0	0	0
小計	1	2	2	0	0	5
不応諾	1	1	1	0	0	3
合計	2	3	3	0	0	8

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/sportsrule/medstatistic.html>